

紀文グループ 人権方針

(令和7年6月12日)

私たち紀文グループは、自らの事業活動において、直接または間接的に人権に影響を及ぼす可能性があることを認識し、事業活動に関わるすべての人の人権を尊重する責任を果たすため、「紀文グループ 人権方針」(以下、本方針という。)をここに定めます。

(本方針の目的)

第1条 本方針は、私たちが掲げるミッション、ビジョンの達成に寄与するとともに、「紀文のものづくり理念」の「疑わしきは、仕入れせず、製造せず、出荷せず、販売せず」を、人権にかかる側面からも追求することで、私たちが提供する商品やサービスの安全・安心をより高次なものとする 것을 目的としております。

(適用範囲)

第2条 本方針は、紀文グループの「行動規範・行動指針」に付随して位置づけるものとし、当社及び当社子会社からなる紀文グループの役員及び社員(契約社員・パートタイマー・派遣社員を含む。)に適用します。

2 私たちの商品・サービスの提供に関係する、すべてのお取引先の皆様に対しても本方針をご理解頂くことに努め、私たちと同様に遵守していただくことを期待しております。

(国際的な基準の尊重)

第3条 私たちは、「国際人権章典」や国際労働機関(ILO)の「労働における基本原則及び権利に関するILO宣言」に記された人権規範を遵守するとともに、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」(UNGPs)を実行の枠組みとしてとらえ、事業活動を行うそれぞれの国または地域における法と規制を遵守します。

2 各国の法令と国際的に認められた人権規範との間に矛盾がある場合は、より高い基準に従い、相反する場合には、国際的に認められた人権規範を最大限尊重する方法を追求します。

(人権デュー・ディリジェンス)

第4条 私たちは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、自らが与える人権への負の影響に対して適切かつ効果的な手段を通じて予防していきます。

(自社における重点課題)

第5条 私たちは本方針に基づき、人権に関する重点課題を「紀文グループ 人権に関する重点課題」として設定し、適切な取り組みを実施します。なお同課題については、社会の変化や事業の動向をふまえ、適宜見直しを図ります。

(是正)

第6条 私たちは、自らによって人権への負の影響を及ぼし助長もしくは加担したことが明らかになった場合には、可能な限り速やかに適切な救済措置を講じ、是正に努めます。

- 2 お取引先の皆様を通じ、私たちの商品・サービスが人権への負の影響と関係している場合には、是正措置を講じるよう働きかけていきます。
- 3 私たちは、誠実に懸念を表明し、または調査に協力した人に対する報復を容認しません。

(教育研修)

第7条 私たちは、本方針が紀文グループの各事業活動に組み込まれ、かつ効果的に実行されるよう、人権に関する教育研修の機会を継続的に提供します。

(情報の開示と対話)

第8条 私たちは、本方針に基づく人権尊重の取り組みの進捗状況やその結果を当社のウェブサイトや発行物などで開示します。

- 2 私たちは、開示した内容に基づくステークホルダーとの対話や協議も真摯に行います。